

静岡県新型コロナウイルス感染症対策本部 第7回本部員会議議事録

開催日時：令和2年4月17日（金）

午後2時～2時20分

開催場所：別館9階 特別第1会議室

【黒田危機管理部参事】

これより静岡県新型コロナウイルス感染症対策本部第7回本部員会議を始めます。
進行を危機管理監にお願いします。

【金嶋危機管理監】

本日の会議は、昨日国が緊急事態宣言の対象地域を本県を含むすべての都道府県に拡大したことから、国の基本的対処方針や、全国知事会での議論を踏まえ、本県の実施方針を決定するために開催するものであります。

それでは議事に入ります。(1) 緊急事態宣言の全国への拡大について事務局から報告ください。

【酒井危機対策課長】

緊急事態宣言地域の全都道府県への拡大について説明します。資料1を御覧ください。

4月16日、政府の基本的対処方針等諮問委員会が開催され、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の対象地域が7都道府県から全都道府県に拡大された。指定期間は5月6日までとなっております。今回の決定は全国的に感染拡大の傾向がみられることから、地域の流行を抑制し、特に大型連休期間における人の移動を最小化することを目的として決定されています。

今回新たに感染拡大防止の取り組みを重点的に進める特定警戒都道府県が設定されています。すでに宣言がされている東京都、神奈川県などに加え、北海道、茨城県など、6道県が追加になり、13都道府県が特定警戒都道府県となっております。上記以外の本県を含む34県は、感染拡大防止を主眼としつつ、特定の措置については、地域の感染状況や、経済社会に与える影響を踏まえ、知事が実施の判断を行うものとされています。

4月16日に変更された基本的対処方針における知事の実施事項において、主な措置としてあります。外出自粛を要請するなどの取り組みの中で、(3) 学校や福祉施設など各種施設の使用停止の要請や指示、(8)、在宅勤務、テレビ会議の活用等の推進、(9) 国民生活等に不可欠な業務を行う事業を継続要請につきましては、静岡県を含むその他の県におきましては、地域の感染状況や経済社会の影響を踏まえ、知事がその実施を判断するとされています。以上であります。

【金嶋危機管理監】

ただいまの報告について、質問等がありますでしょうか。よろしいですか。

それでは次に(2) 新型コロナウイルス感染症の県内の状況、および(3) 感染症対策専門家会議の新設について、健康福祉部からまとめて報告してください。

【藤原健康福祉部長】

報告いたします。資料2、県内の現状でございます。

4月16日現在の患者の発生状況は、県内発生患者は49名となり、8名が退院なされました。現在、感染症指定医療機関に30人、一般病院に9人、合計39人が入院、2名が入院を調整するための自宅待機という状況になっております。PCR検査件数は、1,937件、帰国者・接触者相談センターでの相談受付件数は2万3,870件、帰国者接触者外来受診人数は1,001人となっております。

なお、昨日のPCR検査におきまして、富士市の方が陽性である旨、判明いたしました。この方につきまして現在保健所におきまして積極的疫学調査を実施しているところであります。濃厚接触者の特定に至らない、つまり、県内初の感染経路の不明な事例となる可能性もございます。慎重に積極的疫学調査を進めて参ります。

資料3を御覧ください。国の緊急事態宣言がすべての都道府県を対象としたことから、新型コロナウイルス感染症の拡大防止とともに、感染移行期に備え、患者の重症度に応じた適切かつ円滑な医療体制を確保するため、対策本部に助言をいただいております、感染症医療専門家会議、これを発展させ、新型コロナウイルス対策に特化した感染症対策専門家会議、そして県内の医療体制の維持に特化した医療専門家会議の二つを設置し、それぞれから対策本部に御助言をいただく体制に移行したいと考えます。

なお、感染症対策専門家会議のもとには、ふじのくに感染症専門医協働チームを設け、県内の多くの感染症専門医の総力を挙げて、新型コロナウイルス感染拡大の防止に取り組んで参ります。

このほか、緊急事態宣言の発令に伴いまして、県民の皆様から帰国者・接触者相談センターへの相談が飛躍的に増加することが見込まれます。このため、帰国者・接触者相談センターの体制を強化することとし、静岡総合庁舎に、帰国者・接触者相談センターのコールセンターを設置し、速やかに相談を受けられる体制を早急に整えます。

また、医療体制といたしましては、感染症指定医療機関ほか、感染患者を受け入れていただける医療機関との調整を進め、合計200床を確保するとともに、軽症者の療養施設となるホテルについて確保を進めて参ります。以上です。

【金嶋危機管理監】

ただいまの報告について、質問等ありますか。

【小櫻がんセンター局長】

がんセンター局でございます。私からは医療現場の立場から3点ほど申し上げさせていただきます。

まず1点目でありまして、ただいま健康福祉部長から報告がありました通り、これから感染症対策専門家会議、それとこのもとに感染症専門医協働チームの設置というお話がございました。現場の皆様、非常にこれは期待が大きいです。ぜひとも早期にこの組織を立ち上げていただきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

続いて2点目であります。この感染症の対策専門家会議、或いは協働チームにつきましては、対策本部、或いはその中のいろんな組織でさらに関係機関との非常に密接な連携というのもぜひお願いをしたいというふうに思っています。そのためにも、ぜひ情報の共有化ということもぜひ重点に置いて進めていただければというふうに思っております。できましたら、リアルタイムで、関係者だけでも、現在の感染症の状況がわかるような、そういう情報の共有化というのをぜひ進めていただきたいというふうに思っております。よろしく願いいたします。

3点目は、現在医療現場では、感染症対策のための資材、非常に不足してございます。大変厳しい状況になっております。そのために、ぜひ県庁挙げて、この調達の支援もぜひお願いしたいと考えております。静岡がんセンターにおきましては例えばファルマバレーセンターと協

働して、資材の調達についていろんなルートを開拓しているということ。それと、不足する物資につきましては、ファルマバレーセンターと共同して、いろんな物資を、製造する、或いは開発するっていうようなこともすでにもう立ち上げてございます。

ぜひ、こういう動きにつきましても、御支援をいただくとともに、現場のいろんな不足する情報というものを、ぜひこういう専門家チームにも集約していただきまして、できる限りの支援ということで体制を築いていただきたいというふうに思っています。以上であります。

【金嶋危機管理監】

ただ今のがんセンター局からの報告も含めて、質問、御意見等ございましたらよろしくお願ひします。

それでは本部長、健康福祉部からの報告について指示をお願いいたします。

【本部長 “知事”】

感染症医療専門家会議の見直しにつきましては、山口建先生からも貴重なアドバイスをいただきまして、ファルマバレーと協力してやっていくことが極めて重要であると。そしてまた、我々は県民の命をお守りするという最大の使命がございまして、そのために、感染の拡大防止と医療体制を確保することが極めて重要です。今回提案された感染症対策専門家会議の新設は、今後の感染拡大に備えた医療対策として、非常に重要であると考えております。早急に具体的な検討を行ってくださるようお願いをいたします。以上です。

【危機管理監】

それでは次に（4）県立学校の臨時休校期間の延長について教育委員会から報告願ひます。

【木苗教育長】

教育長の木苗です。私のほうからは、県立学校の臨時休校期間の延長について、御説明いたします。

県立学校については、指定地域である隣接県等との人の往来の状況を踏まえ、子供たちへの感染のリスクを最大限に避けるため、4月11日土曜日から4月26日日曜日までの間、全県立学校を臨時休校としているところであります。昨日、緊急事態宣言が全国に発令されたことを受けまして、人との接触を制限するため、臨時休校期間を延長することといたしました。2に記載の通り、期間については、4月27日月曜日から、5月10日日曜日までとし、休校期間中の児童生徒への支援については、引き続き丁寧に対応してまいります。

具体的な対応に変更はございませんけども、高等学校については、生徒の健康状態や、家庭学習の様子を把握するため、感染拡大の防止の措置を取ったうえで、必要最低限の登校日を設けることや、生徒に課題を与え、学習に著しい遅れが出ないように注意してまいります。またスクールカウンセラー等による相談体制を整え、心のケアに努め、部活動については、引き続き中止といたします。

特別支援学校については、家庭や放課後等デイサービスで過ごすことが困難な場合は、通学している特別支援学校において、通常の授業に相当する時間帯の受け入れを行い、児童生徒等の居場所の確保を図って参ります。なお、感染のリスクが高いため、スクールバスの運行と、給食の提供は行いません。ただ、休校期間中は児童生徒の健康状態の把握に努めるほか、学習課題の提供を行い、必要に応じて面談の機会を設けるなどの、心のケアにも努めていくことといたします。

児童生徒、保護者の皆様には長期の休校となり、御負担をおかけすることとなりますが、感

染症の拡大を一日でも早く収束させるため、引き続きご理解とご協力をお願いしてまいります。県教育委員会は教職員一丸となって、全力で子供たちの安全、安心の確保に向けた対策に最善を尽くしてまいります。私からの報告は以上です。

【金嶋危機管理監】

ただいまの報告について、質問等ありますでしょうか。
本部長、教育委員会の報告についてご意見等ありますか。

【本部長“知事”】

これまで2週間、4月26日までが休校措置、今回、緊急事態宣言が全都道府県に拡大されました。それを踏まえて、こういった措置をとられたということですね。こども児童の安全を第一に、こども児童が感染すれば御家族にも関係しますから、こうしたことを踏まえて、今回、休校を5月10日まで延長された、ということで、誠に理にかなったご決定だと思っております。以上であります。

【金嶋危機管理監】

次に、(5) その他各部の取り組みについて報告はありますか。経営管理部お願いします。

【杉山経営管理部長】

経営管理部からは、県職員の服務等について状況報告いたします。資料の5を御覧ください。まず1の出勤者数縮減への取り組みでございますが、すでに公表した通りでございます。4月20日から4月26日までは、所属職員の2割、21日から5月8日までは5割、という目処を持って運営していくということに変わりはございません。

次に2でございます。感染が拡大している地域に居住する職員の服務取り扱いですが、愛知県はですね、昨日、特定警戒都道府県として位置付けられたこともございますので、愛知県に居住する県職員は原則として、在宅勤務とする対象に加えてまいります。

3です。食堂等の利用の分散化でございます。昼休みをですね、11時30分から14時の間で1時間選択できることといたしました。これによって、昼休みにおける庁内の食堂、エレベーターもろもろのですね、混雑を避けるという狙いがございます。各所属の状況において、適宜選んでいただきたい。弾力的な運用をしてまいりますので、ご協力をお願いしたい。

4、都道府県を跨いだ移動自粛の徹底でございます。この件につきましてはすでにお伝えしているところでございますが、大型連休を控えまして、再度ですね、職員にこの旨を徹底して参るという予定でございます。以上です。

【金嶋危機管理監】

ほかに報告等のある部局はありますか。スポーツ・文化観光部お願いします。

【植田スポーツ・文化観光部長】

スポーツ・文化観光部です。資料ありません。口頭で報告いたします。

県有施設のうち、県立水泳場などのスポーツ施設、県立美術館などの文化施設、日本平夢テラスなどの観光施設につきましては、この緊急事態宣言を受けまして、明日4月18日から5月の6日までの期間閉館することといたします。また併せまして、駿河湾フェリーにつきましても、4月20日から5月31日まで、全便運休といたします。このことを御報告いたします。以上でございます。

【金嶋危機管理監】

ただいまのそれぞれの報告について質問等ありますでしょうか。よろしいですか。

次に、(6) 緊急事態宣言を受けての静岡県の実施方針(案)を議題とします。事務局から説明してください。

【山田危機政策課長】

資料6をご覧ください。特措法に基づく緊急事態措置に係る静岡県実施方針、令和2年4月17日、静岡県新型コロナウイルス感染症対策本部。新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づく緊急事態宣言を受け、政府対策本部の基本的対処方針で示された重要事項をもとに次により緊急事態措置を行う。

1 措置を実施する期間。令和2年4月17日金曜日から5月6日水曜日まで。

2 措置の対象とする区域、静岡県全県。

3 実施する措置の内容

(1)、県民の外出を自粛要請。法第45条第1項に基づき、医療機関への通院食料の買だし、職場への通勤出勤など、生活の維持に必要な場合を除き、外出の自粛を強く要請する。特に繁華街の接待を伴う飲食店等については、年齢を問わず強く外出を自粛するよう促すとともに、大型連休期間における不要不急の帰省や旅行など、都道府県をまたいだ移動を自粛するよう協力を要請する。また、やむを得ず外出する場合も、密閉密集密接の三つの密を避ける行動を徹底することや、テレワーク・時差出勤などに努めることを要請する。とりわけ特定警戒都道府県からの来訪者が訪れる可能性のある地域の施設については、三つの密を作らないことを強く要請する。

(2) 催事等の開催の自粛要請等、法第24条第9項に基づき、クラスターが発生する恐れがある、イベントや集まりなど開催の自粛を強く要請する。特に全国的かつ大規模な催し物等の開催については、リスクへの対応が整わない場合は中止または延期することを含め、主催者による慎重な対応を要請する。県立美術館など県営のスポーツ文化観光施設は休館とする。

(3) 県民生活に必要な業務の継続要請。県民生活を維持するために事業の継続が必要となる業務として、政府対策本部の基本的対処方針に示された事業者、別添がございますが、に対し、措置を実施する間の業務の継続を要請する。

(4) その他食糧、医薬品や生活必需品の買い占め等の混乱が生じないように、県民に冷静な対応を要請する。以上であります。

【危機管理監】

この方針案について、質問等がありますか。それでは本部長、この方針により対応することとしてよろしいですか。

【本部長“知事”】

了解しました。

【危機管理監】

最後に本部長から指示事項をお願いします。

【本部長“知事”】

今回でこの対策本部本部員会議は第7回目となります。昨日緊急事態宣言の対象地域が、全

国すべての都道府県に拡大されました。今回の決定は、全国的に感染の拡大傾向が見られることから、各地域での流行を抑制し、特に大型連休期間における人の移動を最小化することを目的とするものであります。本県は感染拡大の取り組みを重点的に進める特定警戒都道府県には指定されておられません。

しかし、今後感染者が急速に拡大する事態も懸念されるところであります。これまでも皆さん全力で取り組んでいただいておりますけれども、段階が変わった、フェーズが変わったという認識を持っていただきたいと存じます。県民の命を守るために、本日決定した実施方針に基づきまして、各部局が連携し、感染拡大の防止と医療体制の確保に全力で取り組んでくださるようお願いいたします。

また、県民の生活や県内経済に甚大な影響が出ております。現場の声をしっかり受けとめて、必要な経済対策、困ってる方たちのための生活支援対策についても、全庁を挙げて取り組んでくださるようお願いをいたします。以上であります。

【金嶋危機管理監】

それでは、以上で会議を終了します。